

第4回北庄内合併協議会会議録

日 時 平成17年6月29日(水) 午後3時00分~午後4時07分

会 場 八幡町中央公民館 大ホール

出席者

・会長

阿部 寿一

・副会長

佐々木藤正 加藤 寛英 後藤 孝司

・委員

阿部與士男 佐藤 弘 石川 憲雄 長谷川 裕 新館 俊雄

齊藤 康広 小松原 俊 佐藤 忠智 山川 源吉 阿部 清幸

伊藤 一哉 安藤 順子 山中 俊 阿部 慶一 小林 隆逸

佐藤きく子 伊藤 善市 村上 正敏 齋藤 緑

(欠席委員 小松 隆二)

・監査委員

土井 賢策 仲鉢 広男

・幹事

松本 恭博 三柏 憲生 平向與志雄 齋藤 啓一

・説明員

総務部会長 三柏 憲生 企画財政部会長兼総合調整部会長 松本 恭博

市民生活部会長 小松 秀司 健康福祉部会長 佐藤 幸一

商工観光部会長 石堂 栄一 農林水産部会長 前田 茂実

建設部会長 阿蘇 弘夫 教育部会長 荘司 東一

議会部会長 茂木 寛治

・事務局職員

大滝 太一 永田 斉 後藤 重明 遠藤 裕一 土井 義孝

齋藤 徹 長尾 和浩 鈴木 啓介 高橋 利広 松永 隆

佐藤 徹

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

(1) 報告事項

報告第 9号 北庄内合併協議会幹事会設置規程の一部改正について
「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について
市章の公募について
地域協議会設置条例（案）について

(2) 協議事項

議案第 9号 平成16年度北庄内合併協議会事業報告について
議案第10号 平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出決算について
議案第11号 平成17年度北庄内合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）について

(3) その他

- 4 閉会

第4回 北庄内合併協議会の概要

- (1) 報告事項では、 から について事務局から報告がありいずれも了承された。
- (2) 協議事項では、 から まで説明があり、いずれも原案のとおり了承された。
- (3) その他では、事務局から新市発足後の議会の会議規則など基本的なルールを1市3町の議長で合併までに協議調整し、新市議会のスムーズな運営に資してはかがかとの提案があり、了承された。

開会 午後 3時00分

事務局長（大滝太一） それでは、委員の皆様、午後3時になるところでございます。午前中からの委員の方々、大変ご苦労さまでございます。ただいまから開会いたします。

開会の前にご紹介申し上げます。資料1をご覧ください。

次第についております資料1、3枚目でございます。3号委員として、この4月から松山町の山中俊委員が委嘱されております。ご紹介申し上げます。

また、資料2として、新しい全委員の名簿を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。

本日欠席の通告をいただいている委員は、小松隆二委員の1名でございます。

協議会規約に定める定足数に達しておりますので、ただいまから第4回北庄内合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（阿部寿一） それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様、そしてまた地域の住民の皆さんには、本日ご多用の中、この協議会にご参加をいただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

先ほど事務局長の方からも報告がありましたけれども、きょうは午前中に行財政システムの小委員会が開催され、また午後からは各小委員会の開催ということで、委員の皆さんには大変お疲れのことと思いますが、引き続き全体会でのご協議をよろしくお願い申し上げます。

また、山中委員には、また新たに委員にご就任いただきました。途中からの参加ということで戸惑うこともあるかもしれませんが、大事な委員会でございますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は第4回の合併協議会となります。第3回の会合、そしてまた合併の調印式以来、少し間があきましたが、この間、決して私たち休んでいたわけではございません。3月22日、山形県の方に合併申請を行い、それを受けてということになりますが、現在県議会6月定例会に合併の関係、議案として上程されます。この後、予定といたしましては、議決をいただいた後、県知事の決定、総務省の告示を経て、1市3町の合併が法律的にも正式に決定することになるわけでございます。

また、このような手続と同時に、事務調整作業も鋭意進めてございます。本日の報告事項にもありますが、合併までに調整するとした項目につきましては、専門部会、分科会などで精力

的に議論していただいています、大部分は調整がついているという状況になってございます。残された項目についても、現在鋭意調整中というふうになってございます。

さて、本日ではありますが、協議会の前に開催されました小委員会に引き続き、全体会においても委員の皆さんに全体の調整状況などをご報告することとなっております。また、新年度でございますので、予算などの審議もいただくこととなっております。順調に調整が進んでいるというふうになってございます。

ただ、合併まであと4カ月しかなくなりました。残された時間、徐々に徐々に少なくなっているというような実感をしております。ぜひスムーズな形で万全の体制で合併ということが迎えられますよう、残された期間でございますけれども、委員の皆さんには引き続きお力をおかさせていただきますよう心からお願い申し上げます。

なお、私は別に小泉首相のようにクールビズとか、格好いいことを言うつもりはないんですが、地球温暖化対策として、ノーネクタイ、ノー上着、きょうは上着だけはちょっと持ってきましたけれども、ネクタイを決して忘れてきたわけではありませんので、そのような形でノーネクタイできょうは失礼させていただきます。委員の皆さんにも、もちろん熱い審議を期待すると。だから、脱いでくださいというわけではないわけですが、ぜひ上着をとっていただくなり、ネクタイを緩めていただくなり、楽な服装で協議会に臨んでいただければ大変ありがたいなというふうに思います。

ぜひ地域の皆さんに現在の合併の調整状況、進捗状況をお知らせするという意味でも大切な協議会でございますので、委員の皆さんにはぜひ活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

事務局長（大滝太一） それでは、議事に進みます。

なお、ただいま会長からお話がありました日程の関係については、今後の日程も含めまして、簡単な日程表を本日委員の皆様の方の上に資料として提出しております。ご参照願います。

本協議会規約によりまして、会議の議長は会長が務めることになっております。ここからは会長をお願いいたします。

会長（阿部寿一） それでは、議事を早速開始させていただきます。

報告第9号 北庄内合併協議会幹事会設置規程の一部改正について

会長（阿部寿一） 最初に、報告事項の 報告第 9 号 北庄内合併協議会幹事会設置規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

事務局長（大滝太一） 北庄内合併協議会幹事会設置規程の一部改正について報告いたします。

資料の 3 ページから 6 ページ、次第と一緒にしている資料でございます。

酒田市の組織、それから事務局の組織の改正の関係上、幹事をこれまでの合併対策室長から企画調整部長に変更したものです。これにより、幹事長も酒田市の企画調整部長に変更しております。

以上です。

会長（阿部寿一） ただいま説明があった事項ではありますが、これは酒田市の方のちょっと事務分掌なりの変更によって、このようにさせていただくということでございますけれども、何かご質問などございますでしょうか。

〔「なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） なしという声がありましたので、それではお諮りいたしますというか、これはこういう組織規程の変更でございますので、ご了解をお願い申し上げたいというふうに思います。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

会長（阿部寿一） それでは、次に進ませていただいて、同じく報告事項の 「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）についてというものを議題としたいと思えます。

事務局から報告をお願いいたします。

事務局長（大滝太一） それでは、「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）となっておりますが、調整結果についてご報告したいと思います。

資料としては、A 4 判横長の別添 1 というもの、表紙に「『合併までに調整する』とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について」と書いてあるものです。

あと、この説明資料として、A 3 判の別添 2 という別紙資料集をつけております。よろしくお願ひいたします。

なお、別添 1 の資料の方ですけれども、表紙をめくっていただいて、1 ページ目ですけれど

も、全体の見方ということになるわけですが、一番右の欄に調整の結果、調整状況を書いてあります。ゴシック体で書いてありますものは、調整が済んでいるもの。それから、細い明朝体で記載してあるものは、現時点で調整中のものというようなことで書いてあります。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、午前中、それから今までの各小委員会で資料集も含めまして、一定程度各委員の皆様には報告しておりますので、ここでは資料の別添1に基づきまして、簡潔にご説明させていただきたいと思ひます。

それでは、1ページ、左側のナンバーとありますのは、協議項目のナンバーということになります。

7の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いでございます。これは在任特例の適用期間の関係で、何日の在任特例期間とするかということが残ってございましたが、これにつきましては、平成17年11月30日までとするということで第3回の合併協議会に既に報告しています。

それから、8の地方税の取扱いについては、税務証明の手数料の数え方について課題が残ってございましたが、これについては、1つの認証であれば、1件の証明手数料ということで数えることで統一しております。

それから、11の特別職の身分の取扱いでございますが、これについては、市または町のみを設置されている特別職の必要性、また報酬の金額等について課題として残ってございました。これにつきましては、基本的には市町独自設置の特別職の職員は、その必要性に応じて設置するというので、大変数が多いんでございますが、委員会の方で別紙資料の1の方に基づいて、それぞれ説明させていただいております。

それから、13は事務組織、機構の取扱いでございますが、これについては、現在業務量調査というものに基づいて原案を作成し、1市3町で協議を行っております段階です。まだ結論には至っておりません。調整中というようなことになります。

それから、14の一部事務組合等の取扱いで、これは山形県市町村退職手当組合に対する扱いであります。脱退の可否ということで課題として残っておりますが、財政的負担が少ない取り扱いを選択するというようなことで、脱退することとしております。

それから、2ページ目にまいります。

同じく一部事務組合の関係です。第三セクターの取り扱いの関係ですが、これについては、既に基本方針(案)というものを以前に合併協議会の方に提出して了解をいただいております。

それから、18、町(字)の区域及び名称の取扱いでございますが、これについては、大字の

名称の前に旧町名を残すか否かということが課題として残ってありました。これについては、旧町名を付さないということで調整は済んでおります。具体的にこうなりますということは、個別に別添資料の2の4ページから5ページにかけて掲げております。

それから、19の慣行の取扱いということで、市章をどうするか、市民憲章をどうするかということが課題として残ってありました。市章については、後でご報告いたしますが、現在の市章、町章も含めて、公募し、選定するというようなことで調整をしております。それから、市民憲章については、現在その作成方法について検討中でございます。調整中ということになります。

それから、国民健康保険事業の取扱いでございますが、健康世帯への褒賞事業ということが残ってありました。これについては、17年度はそれぞれ1市3町で贈呈し、18年度以降については、健康文化施設の利用券、あるいは健康関連賞品からそれぞれの世帯が選択したものを贈呈するというような調整としております。

それから、一番下、自治会、行政連絡機構の取扱いで、広報を配布する分の報酬額ということが残ってありましたが、これについては酒田市の報酬額に統一することにしております。

3ページでございます。

防災関係事業の暫定の防災計画のことでございますが、これについては、計画としてはまだでき上がっていないわけですが、合併までに暫定の地域防災計画を策定するという方針を固めておりますので、調整済みの取り扱いとさせていただきます。

あと、24 - 4、まちづくり関係事業ですが、市民活動支援事業については、事業費の3分の2、限度額30万円という新たな補助制度に統一することといたしております。また、自治会、団体の集会所の建設事業については、それぞれごらんとおり、（新築）事業費2分の1、限度額200万円、（増改築）事業費2分の1、限度額100万円という制度とすることにいたしております。

それから、24 - 6の住民窓口業務の取扱いにつきましては、土日の電話予約による各種の証明書の交付場所については、酒田市の総合文化センター、それから3町の総合支所に対応することとしました。また、酒田市と平田町で実施しております年末の窓口業務及び平田町が実施している夜間の窓口時間延長に関しては、現行のとおり行います。結果として、閉庁時の窓口業務については、新市全域の住民が利用できるという、サービスの拡大ということになります。

それから、24 - 9の福祉関係事業の取扱いでございますが、初めにシルバー人材センターの関係については、これは年度内に統合するというので話し合いがついておりますので、調整

済みでございます。

4ページの方です。

敬老事業については、補助金に関して、酒田市は1人1,400円、3町は1,800円というようなことで始めまして、5年をめどに統一していきます。また、賀詞、記念品に関しては、77歳から101歳まで、こういった記載の区分で贈呈するということとしております。

それから、その次の外出支援サービス事業については、基本的にこれまで同様に継続いたします。65歳以上で移動手段がないという方の送迎についても、現行の利用者ということに限定して、当面は継続するというにいたしました。

それから、寝具類の洗濯乾燥消毒サービス事業、それから次の5ページの緊急通報システムまでは、酒田市の例によりまして、新市全域で実施するという調整結果となっております。それぞれ配食サービス等ごらんいただきたいと思います。

それから、6ページにまいります。

6ページの介護用品の支給サービスについては、平成17年度は現在の酒田市の制度を踏襲するということとしたいと思います。

次に、24-9の児童福祉の関係に入りますが、初めに延長保育、一時保育については、17年度は現行のとおりとして、18年度からは統一した時間、料金で実施することといたしております。

それから、7ページですが、障害児保育、乳児保育の関係、保育士の加配基準というものがあんですが、それについては酒田市の例により18年度から実施します。あと、養育サポートママという三つ子以上の養育をする事業でございますが、これについては、現行のとおりということでございます。生活保護世帯と住民税非課税世帯は無料で、住民税課税世帯は1時間100円というような料金ということになります。

それから、8ページの方でございます。

社会福祉関係ですが、これにつきましては、障害者福祉事業については、各種福祉団体の補助は現行の補助金の総額を上限として、これまでどおり交付するということを基本にしております。

それから、障害者の住宅整備資金については、16年度事業を終了しておりますが、借り入れた方には利子を補給するということとございます。

住宅福祉機器設置事業費補助金については、平成18年度から全市で実施いたします。

重度心身障害者のおむつ支給事業、それから身体障害者タクシー利用券、障害者ほっと福祉

サービス、これについても18年度から酒田市の例により統一するというような調整となっております。

それから、その下の社会福祉協議会の関係でございますが、本年11月1日に合併することで既に協定を締結していただいております。この部分については調整済みということでございます。あと委託事業、それから会費、あと運営費補助等、ここら辺については現在調整中というようなことでございます。

9ページ、同じく社会福祉の民生児童委員協議会関係のことですが、これについては、酒田市の連合会組織に3町の協議会が加入統合すると。それから、補助金・交付金等は、平成18年度から酒田市の例を基本に新市で統一して実施というような調整となっております。

24 - 10から商工関係事業であります。

まず、商店街の支援策及び雇用対策については、資料記載の酒田市の事業を3町にそれぞれ拡大いたします。なお、詳細については、資料の方で後でご確認いただきたいと思います。

それから、10ページにまいります。

企業誘致の助成制度であります。これも酒田市の助成制度を引き継ぎまして、3町の産業集積エリアを対象に加えることといたしております。

それから、その下の福祉乗合バス、いわゆるるるんバスの関係でございますが、これについては、今後の基本方針（案）というものを第1回の協議会に既にお示しして、それを再確認しております。なお、合併時どうするかというようなことについて、課題として残っていたわけですけれども、これについては本日統一提出資料ということで、一部訂正したものを配付させていただいております。合併時から速やかに運行を開始したいというような調整とさせていただきたいと思います。

それから、24 - 12、農林水産関係事業の取扱いでございますが、初めに農業振興地域整備計画の関係です。これについては、先ほどの暫定防災計画と同じであります。計画そのものはまだつくっていないわけですが、4団体の計画を集めまして、統一した計画原案をつくるということで既に合意しておりますので、調整済みという扱いにさせていただいております。

それから、その下の認定農業者の制度の関係であります。これは県の基準が本年度見直されるということを踏まえまして、1市3町間で統一した基準をつくるということで調整済みでございます。

それから、11ページ、同じく農業関係の単独の補助金、これは数が多いわけでございますが、それぞれ記載のとおり、統一するもの、あるいは合併時に統一するもの、18年度に統一するもの

の、あとは合併後に調整、あるいは廃止するものというような、そういう調整結果にそれぞれなっております。

それから、その下の農村公園、市民農園の使用料については、記載のとおりの料金に調整しております。

それから、12ページでございます。

生活排水関係ですが、個人浄化槽設置に対する補助金、これにつきましては、同趣旨の他の負担金、分担金などと差が出ないように、補助金を統一するというようなことにしております。

それから、その下の下水道事業負担金については、酒田市の算定方式といたします。集落排水事業分担金については、これも酒田市だけでありますので、酒田市の例によることとなっております。

以上については、以前の小委員会の方に説明済みでございます。

それから、浄化槽設置事業、市の設置の分担金については、下水道・集落排水等と同等の負担となるように統一することとしております。

それから、その下の除雪の関係でございます。これについては、自主除雪等が課題として残っていたわけでありますが、これについては酒田市の制度に統一いたします。市道の雪囲い設置補助金というものも、酒田市の例を基本に統一することとしております。

それから、13ページでございます。

道路側溝の草刈り等のことであります。道路側溝整備の補助については、酒田市の制度に統一して、草刈りに関しては、酒田市の負担金制度、平田町の報償金制度により実施するというようにしております。負担金制度は酒田市の制度、それから報償金制度は平田町の制度と、それぞれその制度を採用するという調整をしております。

それから、その下の住宅貸付金についてでございますが、これについては資料記載のとおり、酒田市の制度に統一することとなっております。

14ページ、学校関係事業の取扱いであります。

学校給食の実施方法でございますが、現在調理方式が3方式あるわけですが、これを当面引き継ぎまして、将来的には統一を図っていくというような調整となっております。

炊飯方式及び給食費については、いずれも3カ年をめぐりに統一いたします。

献立については、17年度は現行どおり、18年度からは統一献立ということになります。

物資購入及び発注についても、18年度から教育委員会での一括契約・一括発注という調整ということとなっております。なお、地産地消を一層推進するというようにしております。

それから、学校給食運営委員会は、酒田市の例によりまして、新たに設置していくということになっております。

その下の学校施設の減免基準でございますが、これは基本的に公益上必要があると認めるとき、あるいは社会教育関係の団体の会合というようなことで教育委員会が必要と認めるときは、減免すると。基本的に全額免除というようなことで統一いたしました。

15ページでございます。

補助金の関係でございますが、ここから生涯学習、それから体育、芸術文化と3つの分野にそれぞれ分かれて説明させていただきます。

まず、生涯学習関係については、同種の団体への補助金は、18年度から基準を統一すると、各種婦人会補助金ということになりますが、統一するということになっております。

それから、市と町ごとに違いがある補助金、PTAの補助金などですが、これについては、団体の自主運営にゆだねることとして、補助金は廃止すると。ただし、施設の使用料等でそこは配慮を図っていくというようなことにしております。

それから、体育関係については、これも同種の団体への補助金、体協ということになりますが、これについては、統合を働きかけながら、補助金についてはこれまでの経過を尊重して、継続するというような調整方針となっております。

それから、各市と町ごとに違いがある補助金もあるわけですが、これは数が大変多いということがありますが、別紙の資料14のとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。それから、交付団体が特定されていない補助金についても同様でございます。

それから、芸術文化関係、芸文協に対する補助金でございます。これについては、明朝体で書いてありますので、調整中ということなのですが、事務局内部の手続の関係上、調整中ということになっておりますが、昨日までの調整結果としては、芸文協は統合すると。そのための準備委員会の設置に向けて既に協議に入っております。

それから、補助についても、現在酒田市で行っている事業費補助方式というものを3町の芸文協に対してもそれぞれ適用していくというようなことで既に合意されております。したがって、この部分は実質的に調整済みというようなことでご理解いただきたいと思います。

それから、16ページ、最後でございますけれども、施設の使用料の関係でございます。

まず、生涯学習施設ですけれども、代表的なものは公民館ということになりますが、公民館については、公益上必要があると認めるとき、その他教育委員会が必要と認めるときは、使用料を減免するというので、基本的には全額免除ということになっております。

それから、その他の生涯学習施設については、これは数も多ございまして、現在の減免規定をそのまま適用ということで、後で資料の15の方をごらんいただきたいと思います。

それから、体育施設の関係ですが、これについても減免対象を、それぞれ競技の内容に応じて8つくらいのレベルに分けて、そのレベルごとに減免するというようにしております。これも実質大部分は全額免除という取扱いをしております。

それから、芸術文化関係の施設の使用料については、身体障害者の手帳、療育手帳を持っておられる方は半額と。それから、一緒に入場される介助者についても1人は半額ということがございます。

それから、今まで酒田市の資料館について、65歳以上を減免ということにしておりましたことは、今回から廃止するというような、そういう調整になっております。

以上、少々長くなりましたけれども、合併までに調整するとした事項の調整結果の概略でございます。

なお、資料の中で調整中となっている項目については、7月中をめどにすべて調整を図りたいと思っております。それにつきましては、次回協議会で改めてご報告を申し上げさせていただきますと思っております。

以上でございます。

会長（阿部寿一） ご苦労さまでした。

やはり改めて資料にまとめていただきますと、かなり大部のもので、調整にもかなりの労力を要したというふうに伺えるものになってございます。調整に当たりまして、アドバイスをいただいたり、お力添えをいただいた委員の皆さん、そして各市町関係の職員、そして事務局の皆さんに本当にねぎらいの言葉を申し述べたいと思います。本当にご苦労さまでございました。

さて、今、説明があったことではありますが、午前、午後の各委員会などでも説明のあったことの繰り返しの部分も多かったと思いますが、皆さんの方から改めてこの本会議といたしますか、本協議会の中で改めてご意見なりご質問を承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） 特によろしいですか。それでは、先ほど事務局長の方からもご報告がありましたように、今、調整中となっている項目、ごく限られてはきているけれども、やはり慎重に時間をかけて検討しているものがまだ何点か残ってございます。これについては7月中をめどにということなので、また鋭意調整に当たっていただきますし、また調整に当たっては、今も大体月一遍ぐらいになっていますでしょうか、正副会長会なども開きながら、連絡調整さ

せていただいておりますので、7月中をめどに調整を終えるよう、また努力を重ねてまいりたいというふうに思います。改めてまたそのときにご報告申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、特にないようであれば、これはご了解していただけますでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） どうもありがとうございました。

それでは、ご了解いただけたということにさせていただきます。

市章の公募について

会長（阿部寿一） 次に進ませていただきまして、報告事項の 市章の公募について、事務局から報告願います。

すみません、その前に、以前大変お世話になっておりました五十嵐事務局長が市の教育委員会の方にちょっと異動になりまして、新たに今まで次長を務めていただいております大滝さん、県庁から精鋭を送り込んでいただいている方でございます。村上支庁長さんにも大変ご配慮いただいて、その大滝さんが今、事務局長になってございますので、もう既にご案内のことかと思いますが、改めてちょっとご紹介申し上げます。すみません、おくれまして。

事務局長（大滝太一） 4月から事務局長を拝命しております大滝でございます。あわせて1市3町の市長、町長さんのご配慮により、事務局体制を充実させていただきました。大変ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

会長（阿部寿一） それでは、すみません、あちこち中断して。市章の公募についてを議題にしますので、事務局から報告をお願いします。

事務局長（大滝太一） それでは、報告事項の市章の公募について報告いたします。

資料の7ページから9ページでございます。7ページ、8ページが市章の募集要項、それから9ページがそのスケジュールということになっております。

市章につきましては、先ほどの調整結果のとおり、現在の市章、町章を含めて、公募して、選定するというような調整になりました。その具体的な姿でございますけれども、この募集要項をごらんいただきたいと思いますけれども、応募資格等については、特にこれというような限定はしておりません。新市の酒田市のイメージにふさわしいような市章の図案を公募するというようなことでございます。

詳細は省きますけれども、9ページのスケジュールにありますとおり、本日こういった姿よろしければ、あすから早速公募に入りたいと思っております。その後、建設計画の小委員会の委員の皆様からかかわっていただくと申しますが、具体的な市章の選定の絞り込み作業に建設計画の小委員会の委員の皆様から入っていただきたいと思っております。その後、デザインの専門家、東北芸工大の先生などがよろしいかと思いますが、専門家の助言などをいただきながら、最終的に4点ぐらいに絞りたいと思っております。

9ページのスケジュールの方をごらんいただきたいと思えます。

今、説明申し上げますのが8月のところにある第1次選考と第2次選考のことですけれども、従前の他の団体の例から推察しますと、数100点から、多ければ1,000点を超えるということになりますので、初めにそれらについて小委員会の皆さんから絞り込んでいただくと。さらに、デザインの専門家の助言をいただいて、最終的に4点ぐらいに絞りたいと思っております。

さらに、その4点にプラスして、現在の市章、町章、4点あるわけですが、これも候補に加えまして、これら8点程度を最終候補といたしたいと思っております。そして、この最終候補について、正副会長会議で最終的な選定を行っていただきまして、その結果を協議会に報告、了承を得たいと思っております。そういう大きい流れでやっていきたいと思えます。

市章については、現在市旗と酒田市の記章なり、町の記章なり、それから団体によりますが、印鑑登録書に刷り込まれていたり、看板などに刷り込まれていたりいたします。それらの補正予算についても、今回の6月の補正予算の中で各市町から議論いただきまして、後ほど説明いたしますが、本協議会の補正予算の中にも入れてございます。よろしくお願いいたします。

会長（阿部寿一） ありがとうございます。

ただいま事務局から報告があった市章の件でございますが、協定項目の中では、市章、憲章については、合併までに調整し、新市で制定するというふうにしてございました。さて、合併までに調整する方法というのはどのようにしたらいいのかというようなことをいろいろ正副会長会で議論した結果、公募によってやったらどうかというようなことを決定し、このたびのこのような段取りになっているわけでございます。

要点はといいますと、一つは広く公募することということと、予備選考の段階では、新市の名称に引き続き、建設計画に関する小委員会の皆さんから担当いただくということ。それから、失礼しました、デザインの専門家の助言もやはり最終的には必要なのかなと。一定程度絞り込

んだ上で、正副会長会で議論して決めたいなということで考えてございます。

さて、このような要点だと思うんですが、今、事務局長から報告があったことについて、委員の皆さんからご質問、ご意見あれば承りたいと思います。いかがでございましょうか。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） よろしゅうございますか。では、特にないようであれば、それではこのことはご了解いただけたものというふうにさせていただきたいと思います。

建設計画に関する小委員会の皆さんには、また引き続きご苦勞をおかけしますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

地域協議会設置条例(案)について

会長（阿部寿一） それでは、次に進ませていただきます。

報告事項の 地域協議会設置条例(案)について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局長（大滝太一） 報告事項4、地域協議会設置条例（案）について報告いたします。

資料の10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

地域協議会につきましては、本日午前中の小委員会でも協議をいただき、本条例（案）について承認いただいたというようなところでございます。これは今までも何度となくご協議いただきましたので、おわかりかと思いますが、地方自治法第202条の4から第202条の8まで及び市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の趣旨にのっとり、八幡町、松山町、平田町にそれぞれ地域協議会を設置するというものでございます。所掌事務、委員等については、条例（案）の条文にあるとおりでございます。

なお、この条例につきましては、新市の議会に提案し、議会の賛成を得て施行するというのが原則ということになるわけですが、これまで十分議論もされましたし、また合併協定の中でも、中身の主要な部分は確認されていると。さらに、旧3町からは、大変重要な制度であるので、新市のスタートと同時に設置すべきだという意見が強く出されてきております。これらを受けまして、この制度、協議会につきましては、新市の職務執行者が合併時に専決処分ということで制度をスタートさせまして、その後新市の議会に報告する形をとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

会長（阿部寿一） ありがとうございます。

地域協議会の設置条例（案）については、午前中もご議論いただいて、小委員会の方でもご了解いただいたということですが、もう一つ、ただいま報告した中で大変大切なポイントは、原則として条例ですので、議会の皆さんからご可決をいただいて施行するというのが原則ですが、そうすると、新市の合併後50日以内に施行される選挙の結果を待って、さらにその招集を経て、議会で議決を得なければならないと。少し時間的な間が出てくるわけですが、そういうことではなくて、新市の発足と同時に職務代理者が専決処分条例を制定しておいて、後に議会に報告、ご了解をいただくという格好をとりたいというようなことも、委員会なり、事務局、1市3町の意志であるというようなことで報告がありました。

さて、今、報告があった件であります、皆さんの方から何かございますれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「なし」と発言する者なし〕

会長（阿部寿一） なしということですので、よろしゅうございますか。

それでは、この件につきましてはご了解いただいたものとして取り扱わせていただいでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） どうもありがとうございました。

議案第 9 号 平成 16 年度北庄内合併協議会事業報告について

議案第 10 号 平成 16 年度北庄内合併協議会歳入歳出決算について

会長（阿部寿一） それでは、報告事項は以上で終えまして、次に協議事項に入らせていただきます。

議案第 9 号の平成16年度の当協議会の事業報告について及び議案第10号の平成16年度の当協議会の歳入歳出決算、両案関連ありますので、一括議題としたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局長（大滝太一） 議案第 9 号 平成16年度北庄内合併協議会事業報告及び議案第10号平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

資料の12ページから15ページまででございます。

最初に、議案第 9 号の事業報告でございます。

資料12ページでございますが、合併協議会における協議では、協議会 3 回開催しております。

内容については、表の中のとおりでございます。それから、4つの常設の小委員会、それから3つの特定事案の小委員会、それぞれ開催して、協議を重ねていただいたところでございます。協議内容については、下段の表の方に協議会、小委員会、それぞれまとめております。その結果、合併協定項目について、構成市町で合意が整いましたので、平成17年2月19日に4市町長による合併協定書の調印を行ったところでございます。

2番の幹事会、専門部会、分科会における協議でございますが、これについては実務上の検討を行ったというところです。また、特に重要な事項については、随時正副会長会議を開催したところでございます。

続きまして、議案第10号 平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出決算でございます。

15ページになります。

決算額でございますが、一番下を書いてございます。歳入が1,210万23円、歳出が756万6,081円という結果でございます。

歳入からご説明申し上げます。

1款の負担金でございますが、これは構成4団体から200万円ずつ負担をいただきました。

2款の県支出金でございますが、これについては、県からの市町村合併に関する事務が円滑に行われるための交付金が交付されるわけでございますが、410万円ということでございます。上限が500万円なのですが、基準の事業費がちょっとそこまでいかなかったというようなことで410万円ということになっております。

その他預金利子等合わせまして、歳入1,210万23円となっております。

歳出の方でございます。

1款の事業費、1目の会議費、これについてはこの協議会の開催に係る経費、委員の報酬、費用弁償等でございます。

2目に啓発費というものがありますが、これは合併協議会だよりというものの発行経費、あるいは2月に住民説明会用のパンフレットなどをつくりましたが、その経費でございます。

不用額ということで357万7,500円出ております。これは合併協議会だよりの発行回数が見込み5回でありましたけれども、実際は3回であったというようなこと。それから、住民パンフレットが20ページぐらいを予定していたんですが、実際は8ページぐらいで済んだというようなことで、予定していたよりかからなかったというような、そういった内容でございました。

それから、3目の調査費は、新市の例規作成の委託料でございます。

それから、2款運営費でございますが、これは事務費というようなことでございます。印刷

経費であるとか、事務所の維持経費とかでございます。

あと予備費はそのままございまして、歳出は756万6,081円ということで、歳入から歳出を引いた金額453万3,942円を平成17年度に繰り越しをするといった内容になってございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきたいと思います。

会長（阿部寿一） ありがとうございます。

皆さんから決算などについてご審議をいただく前に、この決算については監査を受けてございますので、監査報告について、土井監査委員の方から報告をお願いいたします。

監査委員（土井賢策） それでは、私の方から監査報告をいたします。

去る6月2日に北庄内合併協議会規約第17条第2項の規定によりまして、平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出決算書及び証拠書類の内容について監査を行ったところ、いずれも適正に処理されておりましたので、ご報告いたします。北庄内合併協議会の監査委員、土井賢策と同じく仲鉢広男。

以上でございます。

会長（阿部寿一） どうもありがとうございました。

ただいま議案第9号及び第10号についての説明と監査報告があったわけでございますが、このことについて皆さんからご質問、ご意見を承りたいと思います。いかがでございましょうか。

〔「なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） なしというような声がございまして、お諮りしたいというふうに思います。

それでは、議案第9号及び第10号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） どうもありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきます。

議案第11号 平成17年度北庄内合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）について

会長（阿部寿一） 次に進ませていただきまして、議案第11号 平成17年度の当協議会の歳入歳出補正予算（第1号）について議題としたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局長（大滝太一） 議案第11号 平成17年度北庄内合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

資料17ページでございます。

歳入歳出それぞれ379万9,000円を増額し、予算総額を1,195万4,000円とするものです。このたびの補正は、住民周知用の合併のハンドブックの作成費及び市章の選定の経費でございます。

歳出の方からご説明いたしますと、1款の事業費のうち、2目の啓発費になります。11の需用費に合併のハンドブック作成費というものがございます。これが300万円でございます。それ以外の報償費、旅費、委託料、この3つの節のものについては、市章の公募の事務経費ということになります。

報償費は、公募して採用された方への報償金なり、アドバイザーへの謝金でございます。それから、アドバイザーの旅費を5万5,000円、それから市章の図案調査ということであっておりますが、似通ったような類似の市章がないかどうか、それから実際のデザインする委託の経費28万4,000円でございます。

この歳出に充当する財源といたしましては、歳入の方でございますが、1款の方、負担金ということで、構成団体から55万5,000円負担していただくというような内容になっております。それから、繰越金として157万9,000円を繰り入れまして、合わせて先ほどの繰越金453万3,000円ということになります。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

会長（阿部寿一） ありがとうございます。

先ほど来話題になっております市章の公募関係の経費を計上させていただいたというのと、前年度予算案で広報啓発というか、広報宣伝費というか、それを中心に不用額が出たが、これについては、新年度合併ハンドブックをつくることによって、そこで十分啓発効果を上げていくというような補正の内容になっているというふうに思います。

このことについて、皆さんの方でいかがでございますでしょうか。

〔「なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） なしという声がございましたので、お諮りしたいと思います。

それでは、ただいま議題となっております議案第11号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） どうもありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定させていただきます。

その他

会長（阿部寿一） これで協議事項を終えまして、次にその他に進ませていただきます。

まずは皆さんの方で何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） 特にないようであれば、事務局から何かあれば。

どうぞ。

事務局長（大滝太一） 1点お諮りしたいと思います。新市の議会の関係でございますが、新市の議会につきましては、新市発足後、市議会議員選挙を経てスタートするということになるわけですが、スムーズな議会運営を図るために、会議規則等を初めとした基本的なルールなどについて、今から調整しなければならないと考えております。つきましては、議会のことでありますので、各議会の議長である阿部委員、石川委員、新館委員、小松原委員を中心にご協議を進めていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

会長（阿部寿一） ただいま事務局から申し出というか、提案がありましたけれども、新市誕生後、新市市議会のスムーズな運営のためには、あらかじめ各市町議会の議長さんを中心についての基本的なルールの部分については、汗をかいてつくっていただいていた方がいいのではないかなというようなご提案でございましたが、これは大変いい提案だと思うんですが、議長さんたち中心にというか、皆さんも含めてであります。今の事務局の提案について、何かご意見などがございましたら。

どうぞ、阿部委員。

委員（阿部與士男） 大変ありがとうございます。ご配慮いただきました。かねてよりいろいろめぐり合わせていたわけでありまして、ただいま事務局長から話されましたように、新市になって、新議員が誕生しても、よりどころがない、柱がないとなれば、進まないわけがありますので、大変ありがたく受けさせていただきます。

実はかねてからこのことをお願いしようかなということで、少し話もしていたわけですが、今、設置されている定数及び任期の委員会にもなじまないのかな、議会内部のことでもあるし、会議規則、いろいろなことがあるので、どうしようかなというふうなことでございましたが、ただいまご提案いただきましたので、皆さんからご賛同いただきながら、その場面を

つくりながら進めていければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

会長（阿部寿一） ほかの委員の皆さんもどうでしょうか。大変新市誕生後は、職務代理が専決処分をしていくというようなことで業務をこなしていくことが中心になると思います。いち早くそのことをオーソライズしていくためには、議会運営で混乱なく議会がスタートしていただくということが、これは新市の安定のためにも大変大事なことだろうというふうに思います。大変結構なご提案だと思うんですが、皆さん、よろしゅうございますね。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） 石川議長さん、新館議長さん、小松原議長さんも、そのことはご協力をいただけるということです。

それでは、この協議会でも今申し上げた各市町議会の議長の皆さんにお願いしていくということにさせていただきたいと思います。各市町議会の議長さんには大変ご苦勞をおかけしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

小松原委員。

委員（小松原 俊） 先ほど会長はクールビズということで、大変小泉総理に協力しているという、日本、また国の温暖化に協力しているということでしたけれども、せっかくあのようなあいさつをしましたし、それから今後8月の末、9月の初めまでに会議が大分多いようです。ぜひ個々のクールビズではなく、今日こう見ても、ほとんどの方がネクタイを締めていますし、これはやはりその中でも取り上げて、これからの会議はクールビズで来ると。そうすれば、開催するところでも、冷房費が少し助かるのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。取り計らいをよろしく願います。

会長（阿部寿一） この会議は特に服装の取り決めなどはなかったわけですが、皆さんどちらかという、背広、ネクタイ、女性の方も比較的正装で来ていただいていると思います。せっかく今、小松原委員からもご提案がありましたけれども、皆さんよろしければ、そのように、無理に外して来てくださいというふうな話ではございませんけれども、無理にではなくていいでしょう。自由というか、会場は28度設定にさせていただいて。寒いとか、風邪引きそうだという人は上着を着ていただいて構いませんので、それでは今、私のあれでお諮りするのはあれですが、私も一人ネクタイを忘れたのではないかというふうに言われるも何かいつもせつないので、それではもしよろしければ、服装については、ノーネクタイ、ノー上着、上着の着用、ネクタイの着用は別に自由に任せる。どちらかという、省エネの精神にご協力をしていただきたいというような精神でいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） それでは、そのようにさせていただきたいと思います。どうもご提案ありがとうございました。後ろにいる事務局の皆さんとか、職員の関係の皆さんも、どうかご遠慮なくクールビズでやっていただきたいというふうに思います。

そのほか何かございますか。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） なければ、これで議事を終了いたしますが、先ほども申しあげましたように、調整随時というか、今もう最終局面を迎えながら続いております。この協議会には先ほど申しあげたように報告いたしますし、各委員会などにも必要があれば随時報告を機動的にさせていただくということにさせていただきたいと思います。

また、このようにさまざまなことが合併まで調整するということがまとまってまいりますと、住民の皆さんからとか、それからまた委員さんご自身からとか、さまざまな意見が出てくると思います。そして、また個々の委員の皆さんに意見が伝わっていくというようなこともあるかと思えます。そんなときには、地域住民の皆さんのご要望に適切にこたえていくというのがこの協議会の役割でございますので、ぜひいろいろな形で事務局などにそのご意見をご遠慮なくお寄せいただきたいと思えます。

なお、この協議会の活動なりということでは、少し新市の姿どうなるんですかというようなこともご紹介するような広報も、間もなくなってきましたので、少し二、三考えていきたいと思えます。先ほどお配りした予定表、今後のスケジュールの中にも書いてありましたけれども、そんなことも考えていきたいと思えます。このことについても皆さんからアイデアをいただいたり、ご意見をいただいたりというふうにしていただければ大変ありがたいなというふうに思えます。

きょうは長い方は午前中からの会議でございました。本当に長時間ご審議、慎重審議いただきましてまことにありがとうございました。それでは、これをもって議事の方は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長（大滝太一） どうもありがとうございました。

午前中からの方、大変お疲れさまでございました。

これをもちまして第4回合併協議会を終了いたします。

閉会 午後 4時07分